

おしえて 消費生活！！

契約内容を
確認してね！！



©Kurosaki Gen

【相談事例】

ネットの広告を見て、特別価格約3千円美容液を購入した。肌に合わず使用をやめていたが、商品が再び届き、定期購入だと初めて気付いた。すぐに業者に解約と返品を申し出たが、「発送日の10日前までに申し出ないと対応できない」と言われた。2回目の商品は1万円以上でとても高い。申し込み時には、定期購入だと分からなかった。どうにかならないか。

(60歳代 女性)

販売サイトで契約内容をよく確認！ 定期購入トラブル

＜アドバイス＞

- ◎ 1回だけのつもりで申し込んだが、定期購入になっていたという相談が多数寄せられています。
- ◎ 詳細な契約内容は、「〇%オフ」などの目立つ表示と離れた場所に表示されていたり、小さい字で書かれていたりすることがあるため、画面の隅々まで見るなど注意が必要です。
- ◎ 「解約の申し出は次回発送日の〇日前まで」などと解約条件が定められている場合も多くあります。注文する際には、解約条件などの契約内容をしっかりと確認しましょう。
- ◎ 困ったときは、東広島市消費生活センターにご相談ください。

東広島市消費生活センター

東広島市役所 北館 1階 2番窓口 電話 082-421-7189

(月～金(祝日・年末年始の市の休日を除く。)) 9～12時 13～17時

特殊詐欺に注意！！

あなたの大切なお金が狙われている??

今、特殊詐欺は「オレオレ」だけではない！！

電話でこんな言葉が出たら注意！

- ・ 犯人を捕まえたら、あなたのキャッシュカードを持っていた。
- ・ 偽造されているかもしれないので、カードを確認するために家まで行く。
- ・ 保険料の還付金がある。
- ・ 受取手続きのためキャッシュカードと携帯電話を持ってATMに行つて。



被害に遭わないために

- 不審な電話はすぐに切り、警察等に通報しましょう。
- 在宅時も留守番電話に設定して不審な電話を受けないようにすることが被害防止に効果的です。



◎土日祝日に消費生活相談を希望の方

独立行政法人 国民生活センター

相談時間：土日祝日 10:00~16:00

消費者ホットライン 188 (イヤ)